

# 徳島市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

## 1 募集人数・区域

18人（区域及び各定数は別紙1のとおり）

## 2 任用期間

委嘱の日(令和8年7月下旬予定)から令和11年7月19日まで

## 3 身分

徳島市の非常勤の特別職の職員

## 4 職務内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
- (2) 遊休農地の発生防止・解消
- (3) 新規参入の促進
- (4) (1)から(3)に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

## 5 報酬

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額

・委員 月額35,000円

## 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令等により農地利用最適化推進委員との兼職が禁止されている職にある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (5) 市税、国民健康保険料等の滞納のある者

## 7 推薦及び応募に係る手続等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、徳島市農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

※ 農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者に同時になることや複数の区域

において農地利用最適化推進委員の候補者になることはできますが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。

### (1) 推薦及び応募様式

農地利用最適化推進委員推薦書又は農地利用最適化推進委員応募申込書

農業者等（個人）が推薦する場合	【様式1】
法人又は団体が推薦する場合	【様式2】
応募する場合	【様式3】

### (2) 様式の入手方法

徳島市農業委員会事務局の窓口に備えるほか、徳島市ホームページからもダウンロードできます。

《徳島市ホームページ》

[https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nousui/nogyo/seido/iinkai/ini\\_suishiniin.html](https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nousui/nogyo/seido/iinkai/ini_suishiniin.html)

## 8 受付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月19日（木）まで

※ 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに提出してください。

郵送の場合は、令和8年3月19日の消印有効。

※ 書類の受付期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に徳島市のホームページ等により公表します。

## 9 提出された推薦書及び応募申込書の記載事項の公表方法等

受付期間中の中間及び期間終了後に、徳島市のホームページ等で、提出された推薦書及び応募申込書の住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項を公表します。

## 10 選考方法等

募集期間終了後、候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。

なお、推薦及び応募に係る結果については、各候補者宛に文書で通知します。

## 11 推荐及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒770-8571

徳島市幸町2丁目5番地

徳島市農業委員会事務局（本庁舎3階）

電話 088-621-5394

## 農地利用最適化推進委員が担当する区域と定数について

区域名	区域を構成する地区	定 数
第1区	多家良地区	2人
第2区	勝占地区	2人
第3区	西富田地区・東富田地区・昭和地区・津田地区・八万地区	1人
第4区	内町地区・新町地区・渭東地区・沖洲地区	1人
第5区	渭北地区・加茂地区・佐古地区（佐古一番町から佐古五番町まで、佐古六番町1番・6番・7番・8番・9番・10番、南佐古一番町から南佐古五番町まで（南佐古一番町の一部を除く。）、北佐古一番町（一部を除く。）、北佐古二番町（一部を除く。））	1人
第6区	加茂名地区・佐古地区（佐古六番町2番・3番・4番・5番・11番・12番、佐古七番町、佐古八番町（一部を除く。）、南佐古六番町から南佐古八番町まで（南佐古八番町の一部を除く。）、佐古山町）	1人
第7区	不動地区	1人
第8区	上八万地区（上八万町）	1人
第9区	上八万地区（下町・一宮町）	1人
第10区	入田地区	1人
第11区	応神地区	1人
第12区	川内地区	2人
第13区	国府地区	1人
第14区	南井上地区	1人
第15区	北井上地区	1人
合 計		18人

備考 地区の範囲は、徳島市の地区の名称及び区域を定める規則に基づくものとする。ただし、佐古地区、上八万地区についてはこの表のとおりとする。